（様式１）

行政手続法適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 所管課所名 | | 介護支援課 | 整理番号 | 1-11 |
| 許認可等の種類 | 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防サービス事業者の指定又は指定の更新 | | | | | |
| 根拠法令条例等・  条項 | 介護保険法第41条第１項、第70条、第70条の２第1項  （指定居宅サービス事業者）  　　　　　　第48条第１項、第86条、第86条の２第1項  （指定介護老人福祉施設）  （旧）第107条、第107条の２第1項  （指定介護療養型医療施設）  　　　　　　第53条第１項、第115条の２、第115条の11第1項  （指定介護予防サービス事業者） | | | | | |
| 許認可等の概要 | 申請により介護保険法に定める指定居宅サービス、指定介護福祉サービス、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防サービスの提供を行う事業所の指定又は指定の更新。 | | | | | |
| 審査基準  （未設定の場合はその理由） | 未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）  【参考】  ・指定居宅サービス対照表（条例・規則・要綱）  ・指定介護予防サービス対照表（条例・規則・要綱）  　・指定介護老人福祉施設対照表（条例・規則・要綱）  　・指定介護療養型医療施設対照表（条例・規則・要綱） | | | | | |
| 基準の制定根拠 | － | | | | | |
| 標準処理期間  （未設定の場合はその理由） | ３０日 | |  | | | |
| 期間の制定根拠 | － | | | | | |